

2026年3月29日

過酷事故から15年 福島の復旧・復興の課題について

伊東達也

(原発問題住民運動全国連絡センター代表委員、
原発事故からの復旧・復興を求める会代表)

1. 第一原発 1～6号機の現況とリスクについて

号機	3.11 当時の状況	燃料デブリ	使用済み燃料の残数	明らかになっているリスク
1	運転中、炉心溶融 12日に水素爆発	約279トン	392体	原子炉倒壊のリスク*1
2	運転中、炉心溶融 水素爆発に至らず	約237トン	615体	高濃度汚染のリスク*2
3	運転中、炉心溶融 14日に水素爆発	約364トン	ゼロ	高濃度汚染のリスク*2
4	定期検査で運転停止中 15日に水素爆発	原子炉に燃料なし	ゼロ	
5	定期検査で運転停止中	原子炉に燃料なし	1,542体	
6	定期検査で運転停止中	原子炉に燃料なし	1,654体	
合計		デブリ合計 約880トン	4,203体	廃炉作業員の被ばく*3

主なリスクについて

- *1. 1号機の原子炉を支える土台（ペDESTAL）の鉄筋がむき出しになっており6強の地震で倒壊の恐れありと、2023年5月に森重晴雄氏が「倒壊と日本滅亡（せせらぎ出版1,000円＋税）で指摘している。
- *2. 2・3号機とも原子炉格納容器の真上にある蓋（シールドプラグ）に合計7京（1兆の1万倍）ベクレルの途方もないセシウム137が付着していることが判明しており地震などで外界に漏れれば重大な環境汚染が発生することになる。
- *3. デブリ取り出しを始め廃炉作業従事者の被ばくが大ききリスクになり続けている。

2. 廃炉終了計画 2051 年は現実的、客観的に困難 — 廃炉計画の見直しをして復旧の県民合意を

1) 「日本原子力学会」が、2051 年までの廃炉完了は「現実的に困難」、敷地が利用できるまでに 200 年から 300 年かかると発表したのは 2020 年 7 月である。

2) 早稲田大学の松岡俊二氏が「経済・政策研究」誌で以下の趣旨の論文を発表したのは 2021 年 9 月であった。一スリーマイル島原発 2 号機で約 132 トンのデブリ取り出しに 4 年 3 か月要した。1 年間の作業日を 260 日と仮定すると 1 日約 119 キロとなり、これと同じ作業効率で福島第一原発のデブリ 880 トンの取り出しに要する年数は 28.4 年となる。劣悪な環境の福島原発ではロボットアームを使用した取り出し量は 1 回当たり 20 キロから 50 キロ程度と推定されており、甘く見て 1 日 50 キロとすれば約 68 年、厳しく見て 1 日 20 キロとすれば約 170 年かかることになり、30 年～40 年後の廃炉終了は「客観的根拠を著しく欠くと言わざるを得ない」と指摘している。現在、デブリの本格的取り出しは 2037 年度以降とされており約束の 2051 年終了まで 14 年しかないのが現実である。

3) 福島県民の世論も 2024 年 3 月に行われた県民世論調査で「2051 年廃炉完了」には「不可能」と答えた人が実に 78.3 %であった。

以上のことを東電と政府は無視して「2051 年までには完了できる」と言い続けている。だまし続けることが長くなればなるほど不信と亀裂は深くなり、県民・国民との合意は遠のくことになる。加害者が被害者にとるべきは、ウソのない心に響く行動である。

国と東電に廃炉計画の見直しを迫り、県民・国民の合意のもと安全・安心な廃炉を進められるようにすることが課題となっている。

3. 5 万人以上の人は今も避難を続けている — 「戻りたい人」が戻れる条件を整えることが求められている

1) 事故発生直後に 12 市町村から 10 万人以上の人々が避難を強制された。この人々はその日を境に住んでいた家を離れ、働いていた人は働く場を失い、学校に通っていた人は学校を失い、病院や福祉施設などにいた人は施設から追い出された。中には津波で子どもを、親を、家族の誰かを失った人もみんな避難せざるを得なかった。

年寄りも、子供も、働き盛りの人も怒りをどこにぶつけていいのか、多くの人は避難先で苦しみ、悩みながら、この 14 年間を生きてきた。

避難先で亡くなった人も続出している。原発立地町の大熊町で農業に励んで

きた元福島県歌人会会長であった佐藤祐禎さんは「北を指す雲よ大熊に至りなば待つ人多しと声こぼしゆけ」「被災者と東電との綱引きは完敗ならむ悔しけれども」などの歌を残してこの世を去った（資料1）。

復興庁と福島県は2025年11月1日現在、12市町村の避難指示の出た避難者人数を2万3,701人（県外19,176人、県内4,520人）としている。ところが福島民報は25年3月1日現在で5万4,004人（県外39,468人、県内14,536人）と報道している（資料2）。その差は約3万人（県外約2万人、県内約1万人）である。これは復興庁が「自分で住宅を確保した人」と「復興公営住宅に入居した避難者」を恣意的に除外しているからである。

以上は避難指示区域からの避難者であり、指示が出ていない県内42市町村から避難し、今も避難を続けている人を加えればさらに増える。しかし国も東電もその調査はしていない。

これら避難を続けている人の3割以上がPTSD（心的外傷後ストレス）を疑われている（早稲田大学災害復興人類学研究所）。

また小・中学生数は事故前の2010年度8,388人から2025年度1,245（15%）となっており（資料3）、高校は事故前にあった8高校が現在は2校だけとなっている。このままでは自治体の存続まで危うくなっている。

国・東電は、戻れない理由を明らかにして対応策をとることを当該自治体に押し付けるのではなく、お互いが連携して、避難を続けている人々が戻れない理由や子どもたちが地元の学校に通える条件などについて、きめ細かく事情聴取を続け、的確な対応策をとれるように、当該自治体への思い切った支援策が強く求められている。

4. イノベーションコスト構想推進が惨事便乗型企業の参入を招いている 一住民生活主体の復興に戻ることが求められている

原発事故直後に県は「福島県復興ビジョン」検討委員会（委員12名、座長鈴木浩福島大学名誉教授）を立ち上げ、8月には1.原子力に依存しない安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり、2. ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興、3. 誇りあるふるさとの再生実現、とした3つの理念を掲げ、そのもとに緊急的復旧対応、未来を見据えた対応、原子力災害対応、に分けて主要施策を打ち出した（資料4）。

ビジョンは県民を主人公とする画期的なものであり、これを基本として2011年12月に「福島復興計画（第1次）」がつくられ、復興はスタートした。

しかし、2012年12月に民主党政権から自民党・公明党による安倍第二次政権

に代わると、間もなく国の福島復興政策が大きく変化した。その端緒の一つになったのが、2014年1月の政府の原子力現地災害対策本部長赤羽経済産業副大臣、内堀福島県副知事を先頭に被災地首長、東電役員などが参加した21名による、米国核関連施設があったハンフォード・サイトや災害対策対応ロボット実証施設などの調査であった。

この調査を受けて経産省は2014年6月に「国際研究都市産業（イノベーション）構想」を正式に打ち出した。この構想は産業回復のための新たな産業基盤の構想を目指すとして当初①廃炉、②ロボット、③エネルギー、④環境・リサイクル、⑤農林業の5分野とされたが、その後6分野①廃炉、②ロボット、③エネルギー・環境・リサイクル、④農林水産業、⑤医療関連、⑥航空宇宙とされた。

以後この構想のもと、2018年～2020年の県予算だけでもロボットテストフィールド事業に153.6億円、水素エネルギー普及事業に7.1億円、インフラ整備に1,129億円などが計上されている。こうした大規模事業が1～3割程度しか住民が戻っていない地域で国家プロジェクトとして進められている。

この実態は被災者の生活回復や破壊された環境の回復も脇に置かれたままに、大惨事につけ込んだ惨事便乗型復興となっている。

2023年にはこの構想をさらに発展させるとして「福島国際教育機構」（F-R E I, エフレイ）が設立されている。この構想の下に2030年までに一浪江駅の西側に中心的施設を建設し、研究者・家族や関連産業従事者などを含めた500人程度の新しい居住地を作るなどの作業が始められている。

また国家事業の一つであるロボットテストフィールド（ロボテス）は無人航空機、探査ロボットなど陸・海・空にわたる開発拠点として今後とも一層の発展を図るとしているが、ロボットや無人機ドローンは偵察や攻撃にも使われる「軍事」技術であり、防衛庁などの参入規制なしで進めることには問題をはらんでいる。原発事故の被災地が戦争準備に加担させられることは絶対許されない。

一方、イノベーションコースト構想のもと積極的に進められてきた企業誘致のも中間総括が求められている。この間、避難指示の出た12市町村には新たな工業団地が21か所作られ、89の企業・団体が進出し、約2,500人が働いている。貴重な働き場所であるが、背景には国から12市町村に進出してきた企業に最大50億円補助する「自立・帰還支援雇用創出企業補助金制度」がある。その補助額は2016年から2024年までの8年間に総額1,310億9千万円となっている。

この補助金制度について2024年度に行政事業レビューで見直しの報告が出ると、当該市町村から強い反発の声があがった。国のエネルギー政策（原発立地）に協力してきたのに復興に最後まで責任を持たないと映った。しかし、次のよう

な問題点も指摘しなければならない。

進出してきた企業の倒産が4件、撤退してしまった企業が3件も出ている。倒産した4企業へ出した補助金総額は実に106億円にも上り、結果として無駄になったことである（国は負債額や雇用人数は公開できないとしている）。採択に当たり問題はなかったのかなど、検討されるべきであろう。

15年目を迎える福島県の第一次産業の復旧についても課題は多い。水稲収穫は事故前の2010年度に対して2924年度は福島県全体で80.1%まで回復しているものの、全町民が避難した9町村では17.9%しか回復していない（資料5）。同じく沿岸漁業の水揚げ量は2024年が6,640トンで、事故前の2010年2万5,914トン比では25.6%の回復であり依然として厳しい事態が続いている。

被災者、県民が一番望んでいることは生活の復旧・復興であり、きれいな環境の回復である。事故直後に県が出した福島復興ビジョンに示された理念を生かし、住民本位の復興に引きもどすことが求められている。

5. アルプス処理汚染水の海洋放出終了の見通しが立っていない ー地下水流入を遮断する抜本的対策が求められている

事故によって核燃料が溶けて固まったデブリを冷やし続けるために水をかけ続けねばならなくなり、また一方では流れ込んでくる地下水がデブリに触れて毎日汚染水が発生し、くみ上げてタンクに貯めてきた。この汚染水から放射性物質を取り除いたものが「アルプス処理水」である。しかしすべての放射性物質を完全に取り除くことはできない。そのため2015年8月、政府と東電は福島漁連に対して「関係者の理解なしにいかなる処分もしない」と文書で約束していた。しかも各地で開かれた公聴会でも海洋放出に反対する声が相次ぎ、賛成する意見は全くないと言ってもいいほどであった。にもかかわらず東電と政府は2023年8月に海洋放出を強行した。国内の問題が国際問題にもなったしまった。海洋放出は他の方法（大型タンク貯留、コンクリート固化、蒸発方式など）を無視した最悪の選択であった。

以来2025年12月11日現在までに128,181トン放出している。しかし一方ではこの間49,031トンが新規に発生しており、差し引き減少量は79,150トンとなり放出前の貯蔵量1,336,502トンに対して6%の減少にとどまっている。これは地下水流入を止めきれない実情を示している。廃炉完了までに終了としているが、地下水流入を止めない限り終わりの見えない事態となっている。

また、放出されている放射性物質はトリチウムばかりでなく、半減期が1570万年のヨウ素129、21万1100年のテクネチウム、5730年の炭素14など29核種が

含まれており、大量の海水で薄めているといっても、環境・生物に影響を与えないとは断定できない。安全性最優先である「予防措置原則」が適用されなければならない。他の方法に変える決断ができないなら、せめて地下水の流入を食止める方策をとるべきである。地学団体研究会の福島第一原発地質・地下水問題研究グループが提唱している「汚染水を抜本的に削減する止水対策」として「広域遮水壁」建設と地滑り対策で成果を上げている「集水井」の同時建設がある。遅すぎたとはいえ政府も東電も決断すべき時である。

6. 政府が打ち出した「区域から人へ」は「令和の棄民政策」である —このままで「復興は終了」とさせるわけにはいかない

2025年6月4日、自民党・公明党は「東日本大震災復興促進のための第14次提言」を時の石破内閣に提出した。この中で帰還困難区域について「区域から人へ」という名の新たな政策を打ち出した。

その後石破内閣は「第3期復興・創生期間に係わる基本方針」の中で閣議決定してしまった。この「区域から人へ」について次のように言っている。

—帰還する住民の生活環境の向上や自治体の復興の観点から、個人の活動をベースとした放射線影響に着目しつつ、…放射線量防護対策の取り組みを柔軟に講じるとともに、…バリケードを開放するといった立ち入り制限の緩和を行う。また、森林整備をはじめとする活動を再開指摘とともに、…「区域から個人へ」という考えの下、個人が日々の暮らしを送る中での里山の恵み等を享受できるよう、手つかずの森林においてもこうした取り組みを進めていく。—

この政策を読み解くと、①帰還困難区域の除染は現在計画している全面積の15%で打ち止めにし、残る85%の約285km²（東京23区の面積の約半分に匹敵）は除染しないという方針であり、②被ばく線量は個人の責任とする、③出入りは自由にする、というものである。これでは帰還しないという判断は個人の責任となり、事実上帰りたくとも帰れないという「棄民政策」になってしまうことが最大の問題となる。

閣議決定の2か月後、復興庁は宮城県と岩手県の復興局とそのそれぞれの2か所の支所4か所も2026年3月をもって廃止することを決めた。事実上津波被害問題に終止符が打たれるようとしている。

第3期復興・創生帰還は2026年～2031年の5年間である。この期間中に原発事故も「棄民政策」をとることにより終止符を打とうとしているのではないか。

これまで見てきたように、原発事故から15年たっても残された問題は深刻であり、復旧・復興を求める長期的で不屈の取り組みが求められている。

7. 最高裁が下した「原発事故の責任は国にはない」の不当判決を覆すことが求められている

原発事故は福島県民に空前絶後の被害と苦しみをもたらしたのに、東電も国も明確な責任を取ろうとしなかったことにより、責任を追及する裁判が国家賠償を求める集団訴訟が全国各地で30件も起こされた。最高裁にたどり着くまでの地裁・高裁の裁判では「国に責任あり」とする判決が12件、否定した判決が11件であった。このうち前者の3件と後者の1件の4件が最初に最高裁判所にたどりつき、第二小法廷が4件を一緒に審理して、2022年6月17日に判決を下したが、判決は「国に責任はない」という不当な判決であった。理由は、例えば防潮堤を作ったとしても敷地南側に作られたはずなので、実際襲った津波は敷地東側から敷地に侵入しており防ぎえなかったという趣旨で、常識的にも理解しがたい驚くべきものであった。

この判断については三浦守判事が詳細な意見を付して反対した。何よりも多くの国民が納得できないとの意見であることが報道で示された。法曹関係者からも極めて強い反対、疑問が出された。

その後、このような判決を出した最高裁判所の判事の中に弁護士を500人以上も抱える巨大法律事務所に所属している弁護士が5人もいることがジャーナリストの後藤秀典さんによって明らかにされ(「ルポ司法崩壊」地平社刊)、最高裁への国民の不信が急速に高まった。こうして2024年と2025年には最高裁を人間の鎖で包囲する「ヒューマンチェーン行動」が1千人を超す参加で行われ「司法の独立はどこに行った!」「人権守れ!」と訴えている。

重大なことは最高裁判決の不当判決後に出された17件の地裁、高裁の判決がすべて最高裁判決に従っていることである。異常ともいえる事態となっている。

① 大事故を繰り返さないためにも、② 原発最大限利用政策をやめさせるためにも、③ 福島の復旧・復興を促進させるためにも、④ 被災者の人権を守るためにも、最高裁判決を覆すことが強く求められている。

最後に

事故発生から14年を目前にした2025年2月、自公政権は第7次エネルギー基本計画」を閣議決定した。この中で、3.11後の第4次～第6次までにあった「可能な限り原発依存度を低減する」との文言を削除して「原発最大限活用」を掲げた。国民からは「福島事故を無視した暴挙」との声が、福島県民からは「県民が馬鹿にされたように思えてならない」との怒りの声も出された。

2025年10月には発足した自民維新連立の高市政権はこの7次計画の実現を図ることにした。

7次計画を進めれば、「原発大事故 次も日本」になる危険性を最大限にし、始末に負えない放射性廃棄物をさらに増やして難問を一層深刻にさせ、再生可能エネルギーの導入を阻害することにもなる（再エネ電力が2023年は19.2億Kw、45万世帯分、595億円分、24年度は東電以外の電力で24.2億kwの7500億円分が投げ捨てられている）。

加えて原発は「自国民に向けた核兵器」にもなるもので、一つ間違っただけで戦争となれば阿鼻叫喚の地獄を生み出すことになる。「日本消滅」に向かう。

日本は世界で三例目の原発過酷事故の被害を体験し、世界唯一の被ばく国でもあり、世界をリードできる戦争放棄と基本的人権尊重の憲法を持つ国である。

「原発をなくす」「核兵器を廃絶する」「憲法を生かす」を結び付けた運動を一層前進させることが求められている。

事故発生1年後の2012年4月、福島大学内で「『原発と人権』全国研究・交流集会in福島」が開催された。その開会あいさつで実行委員長の豊田誠弁護士は次のような言葉で締めくくられている。

—福島原発事故問題は、規模も深刻さも50年前の高度経済成長時代の公害の経験をはるかに超えています。過去の経験を経験主義的に継承するだけでは足りません。これまでの経験と蓄積をさらに発展させ、巨大な電力会社と政府の政策の根本的転換を勝ちとるために、新しい前進の地平を切り開いていかなければなりません。—

この「前進の地平」を切り開くことが、廃炉終了まで2~3百年後の後世に残せるよう、今を生きている私たちの課題であると考えますが、いかがでしょうか。